20200707第42回団体交渉要約版「論点整理の目的で作成」

「要綱と土地収用法と憲法29条3項との一体性」　➡　一体性と整合性と認める

会長：続いて前回『 要綱・基準　土地収用法　憲法29-3・31　収用裁決例　判例 』は一体か。

42回【要綱の解説書31貢（１条目的の趣旨）「けだし、・・憲法29条3項に基づき正当に補償する」と書かれており、小澤道一氏の土地収用法逐条解説上45貢（１条目的と趣旨）「本法に定める土地収用制度の根拠がこの憲法２９条３項にあることは言うまでもない」と書いてある。同解説下15貢（公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱）「一般補償基準要綱は正当な補償を体現したものと考えられる」を読み上げる。前回交渉の環境省回答を踏まえ読んでいる。】

斉藤：一体と言えば一体である。整合（性）を取っている。

「日本補償コンサル協会主催　H30年補償業務管理士試験問題」➡　地代補償が正解

42回【「土地等の使用に係る補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか」

 １ 使用する土地（空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く。）に対しては、

正常な地代又は借賃をもって補償するが、この正常な地代又は借賃とは、土地の正常な取引価格に相応する概念である。

２ 土地を使用する場合において、土地の使用が３年以上にわたるときは、土地所有者から土地の取得を請求されなくても、当該土地を取得しなければならない。】 　正解は１である。２番は誤り。

これは日本の国家試験に於いて出されている問題であり、補償業務管理（士）は不動産鑑定評価基準と同様に公共事業の補償に必要な専門国家資格である。（＊環境省主張は国家試験にできない！）

　「地上権の正常価格」

会長：地上権の正常価格は要綱・基準のどこにも書いていない。　「斉藤：大きく頷く」

今も認めているが、書いていないことはできないのに、何故、出来るというのかである。

当会主張は地代と地上権の正常価格は全く違うものだということである。　　「環境省：・・・・・」

【＊「地上権の正常価格」を要綱１９条の「土地使用補償」としていることが、環境省の論理破綻の根本】

会長：環境省は「地上権の正常価格」は適正との主張だが、それは閣議決定違反である！

「H28年H29年H30年環境省回答書の間違い」　（＊別添「各環境省回答書」「用地補償の概要）参照）

【 各回答書の要旨✖は誤り 】根拠条文 ✖ 日本語 ✖ 環境省として✖ 不動産鑑定士の鑑定結果 ✖

　 ●H28・4・5「19条は短期のみだから20条を準用」✖「短期と長期の補償水準は違う」✖

　●H29・9・6「根拠を考え方に書き換え」✖　「期間の概念がない」✖

「20条の2で土地価格を超えられず」✖　➡「20条の長期使用を準用」✖

　 ●H30・10・2「当会の考え理解」✖「補償方針」✖ 土地価格＞使用補償は公平・公正を欠く✖

　　　・類を見ない・念頭に置き・考え得る✖　 ⇒土地使用補償は地代〇で地上権の正常価格は✖

　 ●H30・10・12「内規基準は要綱違反の質問に全ての回答がH30・10・2回答書の通り」✖

　　　「H28年4月5日回答書」

会長：つまり、19条は短期だけなので、長期がある２０条を適用（準用）したという主張。

この約1貢の中に「最長30年間」の記載が5つ、「不動産鑑定士の鑑定結果に基づき」が4つ

記載してあることから環境省の主張が分かり易い。《なお、以下の「短期だけ」が、生命線》

斉藤：19条を短期と特定して表現するのは如何なものかはある。短期に限ったものではない。

会長：この初歩・基本的な「長期も対象」の回答まで1年9カ月要した。

斉藤：要綱19条（の条文には）には短期・中期・長期の文言は入っていないし、解説書の中で

「一定の期間」の表現があるので、その範疇の中には何れも入るのではないかと言う解釈である。

「H29年9月6日回答書」

会長：3段構成で、一段は長期も対象（＝期間の概念がない）と認め、

2段目土地収用法81条との整合性がない要綱20条の2で「土地価格を超えられない」と主張、

3段目でＨ28年の冒頭と同じく「要綱20条（基準25条・内規25条）の準用は妥当」とした。

会長：「期間の概念がない」は誤りで「一定の期間は長期も対象」と書けばよい。如何か。

斉藤：一寸引っかかる、20条に地中、空中（＊限定は言わない）の補償形態がある。

ここに長期使用という表現があり、要綱の解説書108貢の註解には「一般には使用期間が20年以上にわたる場合、これを長期と解してもよいと考える」とある。

施設は地表の使用だけれども、「長期使用であるという処だけ捉えれば」、まあ、「長期と言うのは20年以上なのだろうなあ、」と、あと、民法の604条「賃貸借の存続する期間」が、今は4月1日から変わったが、「会長：50年に変更」この当時は20年が限界もあり、あとは、先程話があった小澤道一逐条解説の中に長期使用20年もあり、一定の線引きは、やっぱり20年を超えるか超えないかの判断がここで使う思いがある。我々、公共事業をやって来たものとしてはある。

今回は長期使用、30年お借りし、安定した権原（けんばら）を取得しなければいけない。

途中で地主から環境省以外、賃借人もう一人に借りる事、貸すことにしたからと、他の人が出てきたら、それは公共事業として行う上で、我々困るので、絶対的権利が必要と、物権的な権利ですね。それで、30年安定した権利をお借り出来ないということになれば、それをどこの要綱に当てはめていくかと言う、いうなれば「準用していくか」という、そういう流れで検討していったと思う。

当時の携わった人は。まあ、要綱ありきではなくて、ですよ。　今回のこの特異な事業は、

要綱のどこにも当てはまらない訳ですよ。

そこを要綱のどこで読んでいくのかと言うのを、最終検討して、

要綱20条にすり寄っていかなければできないという形で判断していった、と私は思う。

会長：同書１・２行目に「土地の使用する場合の補償の考え方と補償額算定方法を規定したもの」とあるが、要綱の解説書105貢の趣旨には「補償の根拠及び補償額算定の方法を規定したものである」と書いてある。　この根拠と考え方は日本語として全く違う。

＊（考え方は考える方法・方向、思考の道筋・傾向であり、幅が分かれるので、考え方によって異なることはできる）

＊（根拠は元になる理由、よりどころであり、根拠条文等として使用するように幅はなく決まり事である）

＊（この２つの意味は180度違う言葉で、ここでも環境省の恣意的な悪意を感じる）

会長：「考え方」なので、解釈拡大して地上権の正常価格ができるとしている。

　（＊環境省は要綱の解説書で、都合の良い部分だけを利用）

用対連基準・細則１１は事例がある処は参考に、事例の無い地域には5%・6%を標準とした。

それを環境省は網羅的にできないので地上権の正常価格が可能とし、今もその方針で進められる。

会長：それはＨ30年10月2日の「損失補償基準について」がそれを示しており、起業者である環境省の判断で、「地代」から「地上権の正常価格」にできる趣旨だと曲げた解釈を書いてある。

　起業者判断は要綱の範囲内でその根拠に基づいた補償や各起業者等の内規基準ができる。

しかし環境省の考え方は要綱・基準を飛び出してもできると、している。

「補償の根拠及び算定方法」と書いてあるのに、なんで補償の根拠とそう書かないのか。

斉藤：文字で、ですね。

会長：再度いうが、考え方の意味は考える方法・方向や思考の道筋・傾向なので、考え方が分かれてもいい。だが、根拠は分かれてはいけない。それに基づかなければいけないからだ。

環境省：・・・・・・・・・・。「後段で宿題持ち帰りに同意」（＊訂正要求していく）

　　　「要綱19条の長期使用は30年も対象」「要綱・基準は超えることを許容している」

　（＊事業用定借も民法改正による50年契約も長期契約化が世の中の実態であり流れ）

会長：基準・細則11は6%だと17年で102%になり土地価格を超える。

つまり、20年経過しなくても、17年で土地価格を超えることを許容している。

また、地代で、土地価格を超えている事例が国内には普通にある。

会長：H29年9月6日回答書は「補償の考え方」を「補償の根拠」に変えるべきである。

　　　　「期間の概念がない」

会長：「期間の概念がない」が誤りの事例として信号機に赤青黄色の３色あり、色の概念はある。

同じく一定の期間も短期長期長期があり期間の概念はあり、概念なしが誤りと説明している。

「期間の概念がない」は永久も入るが、永久は対象外なので、間違いと指摘している。

また「期間の概念がない」は「一定の期間」なのでこれも間違いである。如何か。

斉藤：すなおに「はい」とは言えません。「期間の概念がない」は、確かに「概念がないかも知れません」要綱の解説書の中にも、一定の期間があるので、何年と言う明記もないし、長期・中期・短期と言う表現はないし、尚更、これは解説文にあることで、（条文）本文にはなく隠れている。

第3者が読めば期間はあるのかと素朴な疑問があると読める。

後は、要綱20条は20年間これも解説文にしか出てこないが、その取扱いを見ればおのずと、自ずと、同19条で言っている処であれば20年以下の使用の話をしているのかなと話を言っていると、逆によむ。まあ、普通の人が読めば、である。そうじゃないかなあと思う。

会長：そこは全く、大分違う。（＊解釈の枠を広げたいのか、論理がずれている）

斉藤：一定の期間ですよ。「会長：だが、長期もあるのは分かっていた」

斉藤：解説を見れば一定の期間と書いてあるから。（＊一定の期間は長期も対象と理解している）

会長：要綱の解説書、これは日本のテキストですね。「斉藤：そうですよ」

　一般の人が読めば「期間の概念がない」で大丈夫と言う趣旨か。

斉藤：（肯定）素直に読めば、だれでもクエッションがつくだろうな。（＊普通の人にすり替える）

会長：「期間の概念がない」は間違いでないという理解か。

斉藤：どちらかと言うと、そちら（間違いでない）に近い。

会長：と言う事は「期間の概念がない」は永久も入る解釈か。

斉藤：今の私の知識から言うと「永久は入らない」要綱の解説書を読んでいるからね

斉藤：期間は始まりがあって終わりがある。（＊期間だけを話し、概念がないは切り離している）

（＊期間の概念がないには永久は入らない発言から、概念がないが誤りである事を認めている）

「H30年10月2日回答書・同資料」

会長：同回答書添付資料「当会の考え」は以下の通りだが誤りを指摘する。

『賃貸借契約であり最長３０年間、使用料として土地価格の５ｰ６%を年払いとして補償、賃貸借の補償額については、他の短期契約更新を繰り返している借地事例同様、損失補償基準第２４条及び細則１１により土地価格の５ｰ６%を年払いすべき、年払いの結果、土地価格を超えても問題はない。』こんなことを誰が言ったか。

これを交渉前日、県や両町やマスコミに流すやり方があくどい。

環境省:・・・・・無言。

会長：如何か。斉藤氏も頷いているが、立場が逆になれば怒ると思う。　「斉藤：・・・。」

「土地価格と地上権価格・不公平な補償」

会長：土地価格は大震災後も周辺賃料は下がっていないので仮置き場は震災前と同じ100%の土地価格で、中間貯蔵施設の土地価格は大震災前の50%である。「斉藤：原発の影響でその地域がで、ある」

仮置き場は11市町村すべて同じ賃料だ。「斉藤：（50％は）格差率がかかってくるからだ」

会長：なぜ、片方は100%で片方は50%なのか。

斉藤：・・・。

会長：4年半85万円＞30年間84万円は明らかに不公平、仮置き場は要綱19条通りの地代で、施設は要綱から外れているからこのような不公平な補償になる。

会長：環境省は比較できない比較するものではないと言っている。

斉藤：まあ、その仮置き場事業と施設の事業では当然今までも何回も話しているが、

やはり、使用する目的、あとは、使用開示する時期、緊急性、期間、その対象地の代替性がきくか、と言うのもあるかもしれないけれども、後は原発事故の影響度もあるかもしれないが、

すべてが仮置き場と施設は全く別物の事業、後は内規基準も仮置き場と施設は別のものがある、と言う意味で比べられるものではない。別の事業だ。契約は共に所長だが事業そのものが全然違う。

会長：（呆れる）事業そのものが全く違うというが、それを統一的に作ったのが要綱なのだ

そんなこと言ったら鉄道と河川だって全然事業が違う「斉藤：違う」

国交省の内規基準も要綱・基準と同じ内容ではないか。違うのは環境省だけだ。

斉藤：要綱で読めるからだ。

会長：土地収用法3条で事業が違っても同一して扱うようにこれを作ったのだ。

斉藤：・・・・。

会長：掲示板の通り比較できており4年半85万円と３０年８４万円は不公平ではないか。

斉藤：結果だけ見ればそうだ。（＊今迄の用地調整官も金額だけ見れば公平ではないと回答）

会長：結果だけと言ったが、計画時はそれを想定していないので問題ない。斉藤：はい。

斉藤：仮置き場がH26年に入ってから各１１市町村で、後は環境省直轄もある。

もう、仮置き場事業は施設事業が始まる前に終わる状況にあったので、用対連基準により使用するのだ。その時は施設の直轄基準が、・・・。

会長：3年計画以外に初めから5年計画の処もある。「斉藤：そう、様々」

5年計画は初めから30年間の補償額85万円を超える事を想定していた。　「斉藤：・・・」

「30年間の期間の使用」と「地上権の契約形態」

会長：たかだか、30年間である。「斉藤：30年は大きい」20年と１０年に分けたいようだが。

それでは国交省の内規基準は土地の使用の補償で、要綱20条で使って適用しているのがあるのか。

斉藤：（国交省で要綱１９条でなく、要綱２０条を使用しているのは）地表ではない。

会長：ないではないか。30年以上も土地の地表使用は全部要綱19条の地代である。

斉藤：今回の施設の事業の地上権の取り扱いは、「会長：地上権がダメとは言ってない。」

30年間安定的にお借りする権利形態は要綱の中には入っていない。書いてない。

会長：当会は「30年間の事業用定期借地権契約」であれば期間更新もないので提案要請した。

斉藤：事業用定借・・・？

会長：環境省から前例がなしの理由で拒否されたが、安定的にできるのは地上権だけではない。

事業用定借でも要綱を適用した地代でできるのだ。

斉藤：すみません勉強不足で事業用定期借地ですか？「会長：そうだ」

事業用定期借地契約は初めて聞いた。それは、物権の権利か「会長：債権だ」債権。

会長：契約形態（地上権・賃貸借）と地代の話は分けて話をしなければいけない。違うか。

斉藤：・・・・・長い沈黙後、施設内は地上権で借りする事を決めている以上は・・・。　（＊本音）

会長：決めている以上はではなく、地代に是正すべきと話している。

斉藤：それで、「会長：地上権は分かっている」それを賃貸に「会長：賃貸と言っていない。地代だ」

　地代、30年間地代ですね。「会長：そうだ。地代と書いてある。」（苦しそうに）それは取得価格を当然に（施設の）事業エリアで超える事になる「会長：要綱19条は地代と明記」

（大きな声で）上回るので、それは、公平ではない。

会長：何が、何と公平でないのか。「斉藤：買った方と（正：売った方）」

会長：公平の比較は土地価格と土地価格で比較した結果で、土地使用補償額と土地の使用補償額である地代と地代の比較をした結果が公平か不公平というのである。

会長：物権の地上権の正常価格は当然に土地価格より下でありこれは当たり前の事である。

それを地上権の正常価格を土地の使用補償と称して比較できないとしている論理が、滅茶苦茶な論法なのだ。（＊比較できている事実を無視している）

土地の使用補償で２０年の契約をしているものは、地代6%で20年間の契約では初めの計画段階でも土地価格を超える。それは土地価格を超えるから駄目か。

斉藤：今回は同じ事業の範囲内でのことであり、・・・。　（＊施設内は特別に例外と言いたい）

ただ、現実的には、土地を売った方が土地を貸した方と比べて、地代の累計額が土地価格を超えてしまったら、どう思うか。

（＊問題は①仮置き場４年半85万円＞84万円30年間補償　➁施設補償が5年間同じ額）

会長：今の質問に対する回答だが土地価格は土地価格で比較、地代は地代で比較する。

従って、土地の地代の累計が土地価格を上回ってもどうにも思わない。当たり前だ。

　それを言うならマンションを2000万円で買った人と同マンションを賃料10万円で借りて20年経ったら買ったマンション価格2000万を超えた。買った人が賃料と比較して、俺は高いマンションを買ったというのと同じだ。（＊売った人も不公平とは言わない）それをどう思うか。

マンションを買った人は賃料と比較して不服に思わないではないか。借りた方も思わない毎月10万円支払っても。それは比較するものではないからだ。同じ理屈ではないか。

会長：それなら土地の使用補償と土地の使用補償を比較すべきである。しかし、比較できるとすると不公平な補償を認めることになる。だから比較するものではないと逃げている。

　だが、地上権の正常価格が土地の使用補償ならば、土地の使用補償と土地の使用補償が比較できないという理屈は成り立たない。

　斉藤：・・・・・・・・・・・・。これは最初の話に戻る。事業がまるっきり違う。

会長: 事業がまるっきり違う、と言うが、要綱には、統一された補償を確保しと、書いてある。

それは戦後の混乱期、事業が違うものを整理統一して、統一した算定根拠と算定方法を示すために要綱を作った。それだけ要綱だけでは網羅的にはできないので、より統一の精度を高めるために、代表的な起業家等が集まり用対連の基準を作った。その中心が小林忠雄氏だ。「斉藤：はい」

会長：今の話で斉藤氏も環境省の方針をよく守りたいという気持ちは分かった。

　だが、要綱に書いていないことは閣議決定違反である。

斉藤：・・・。ちょっと、その部分にも触れさせてください。

　一番、最初に出た要綱の捉え方、位置づけの考え方だと思う。

斉藤：要綱の位置づけだが、第1条に目的が書いてある。大事な処だ。

この要綱はあくまで要綱だ。そして（１条の中に）大綱を、大綱、大きな、ですね。

大綱を定めたのが１条の目的だ。その大綱とは何かと言う事だが、辞書を引けば事柄の根本となる骨組み。まっ、言い方は様々ある。「要綱の解説書32貢」この大綱について３）の註釈で様々なケースがある。前に三田課長が言った文言（網羅的）が入っている。様々な形態があるのだ。

それを全部、網羅的に想定してその項目を掲げ、算定の具体的基準を示すことは不可能だ。

と言っている。お手上げだと言っている。だからこの大綱をこの要綱で骨組みを作った。

ということをここで一番、1条で最初に言っている。

当然、ここで色々な施設の事業もそうだが、拾いきれない項目が多分にある。

先程の話のように用対連の基準の細則でカバーできるようになっている。と言う状況がある。

　で、要綱はこの様な形で目的の骨組みを定めている。

それと当然、こぼれ落ちるものもあるのだろうから、それを各省庁で改めて基準を制定なり改正（改訂）なりしてください、と言うのが同日付で施行についての閣議了解が出ている。

　そこの第1号で要綱はまあ、定めたのだけれども、該当しない部分もあるだろうから、その部分はカバーできるように、制定或いは改定して定めなさい、と言って、国交省基準も出来上がっているし、県市町村のもきっちり対応できるように、用対連は用対連の基準を作って、周知してくださいよと言う指示で施行についてとなった事は理解頂いていると思う。「会長：流れは承知」。

斉藤：じゃあ、何で環境省は新たに基準を作ったのかというと、おそらくここの部分から、どうしても要綱或いは用対連基準で読めない部分がある。その部分を30年間安定的な地上権の形で出来るような形で施設の直轄内規基準を定めた、と言う流れになってくると思う。

環境省に来て新参者ですけど。国交省でも同じスキームで、考え方で、基準を作っていましたので、だから環境省の直轄基準は、まあ、先程、環境省の施設の内規基準は要綱違反だと、閣議決定違反だと、書いていない事をやっているんじゃないかとの、お話ですが、けして、そうではないかなと、私は捉えていて、一番の部分、要綱の捉え方という点で、一寸あのう、ボタンの掛け違い、捉え方の違い、解釈の違いがあるのかと思っていた。まあ、この機会に話をさせて頂いた。

会長：大綱の説明は斉藤氏個人の考えか、環境省としての見解と受け取ってよいか。

斉藤：私の個人的な考え。　（＊議論に値しない考えを環境省見解としたら起業者の資格はない）

会長：要綱1条の大綱は各条項とも一体で、19条条文で表したのが地代又は借賃で補償である。

用対連基準でも19条と同じ25条は「地代又は借賃」である。細則11では5%・6%を賃貸事例があるときは参考に、ない場合は標準とすると定めた。

網羅的にできないから「地上権の正常価格」を作ってよいという要綱1条の大綱ではない。

　全体を見ないでムリにその部分だけを拡大解釈したので、不公平な補償になった。

また、初めから土地価格を超えてはいけないとしているのは要綱・大綱からも違反している。

　だから、環境省は根本がずれている。　「斉藤：・・・。」

　　　「手続きの瑕疵」

会長：地権者説明会時に不動産鑑定評価書がないのにあると嘘をついて説明したことも問題だ。

これは、決裁書類も含めて環境省が調べたがなかったとの回答だ。「地上権の正常価格」の不動産鑑定評価書が出てきたのは翌年である。手続きにも瑕疵があるではないか。

土地の地表の原則規定は要綱19条しかないのだ。だから先程区分地上権の話を出したが、これは要綱20条空間又は地下限定規定の区分地上権の話ではない。

　売った人より貸した人が高いのは不公平との主張だが、土地使用補償と称する地上権価格は全国の土地使用補償と比較する話ではないか。環境省は「地上権の正常価格」が日本全国の土地使用補償と比較しても遜色ないと胸を張って言えるか。

斉藤：・・・。

会長：それは大綱の捉え方が、大きく誤りだからで、大綱でさえ地代なのだ。

　大綱に地代を超えていい等とどこに書いてあるか。「斉藤：そんなことは書いてない」

会長：「地上権の正常価格」でいいと書いてあるか。

斉藤：書いてはいないけど「会長：だからできない。」書いていないので・・。「会長：できない」

　　　「選択が特殊性は誤り」

会長：国交省の内規基準や他の内規基準、電源開発等に伴う基準なども、地表、土地の使用に関する使用補償は、すべて地代である。20条に基づいた区分地上権は高圧送電線ではある。

　発電所や鉄塔用地等は電力会社の所有権と借りている土地が併存しているのも多くある。

これは、選択を示している事と全く同じだ。国が選択を示していようがいまいが、現実には要綱の土地の使用補償は選択権を与えている。

　選択権の付与を特殊性と言うが、選択権は起業者にも土地所有者にも与えられている。如何か。

斉藤：・・・。

会長：それは、環境省が始めから、要綱の考え方を理解していないということになる。

　土地収用法81条は使用開始して3年経過後土地所有者が困って買ってと申請できるとしており、要綱20条の2では同法81条との整合性から起業者が買収を請求してもいいとしている。

ただし、この場合でも申し出のみである。20条の2が補償の根幹で、土地価格を超えてはいけないと、ということを主張するから、各専門家もそれは違うということになる。

　今斉藤氏は頷いていたが、土地使用補償では選択権を初めから与えられているので、施設の選択権を与えているという環境省の説明と同じではないか。

　起業者が土地を貸してと言ったら、地権者が俺は面倒だから、買ってよと言ったら、起業者が分かった、買ってやろう。これは選択権を与えているのと同じではないか。今迄の交渉でも選択権を与えているから特殊だと話が出たが**、それは根本的**にずれている。　「斉藤：・・・」

　　もう一つ、期間が30年だろうが事例は多くある。だから地代にできない、はおかしい。

　　それがこの要綱第1条の大綱の最低限のルールである。　「斉藤：・・・。」

会長：要綱の捉え方が余りにも幅広く大綱だから「地上権の正常価格」にしてもよい、ということは間違いだ。環境省の主張はよく分かった。

斉藤：まあ、何でもいいとは言っていない。「会長：何でもいいと言っているのと同じだ」

　　　　「設備の特殊性と総合的判断」

会長：設備の特殊性と言った方もいる。それは原発だって他でも設備の特殊性は山ほどある。

環境省の特殊性の根本が壊れている。それと、要綱19条と20条の総合的な判断と言っているが、要綱の捉え方を今日、聞いてよく分かった。大綱に地代を変えていい等とどこに書いてある。

斉藤：そんな事は書いてない。

会長：書いていないね。「地上権の正常価格」でいいと書いてあるか。書いてあるか。

斉藤：書いてはいないけど「会長：だからできない。」書いていないので。

会長：その大原則を抜きにして、斉藤氏が選択権を与えているのが特殊性だと言っているけど、選択権は全て任意だから起業者にも土地所有者にも与えられている。土地使用補償はそうではないか。

斉藤：・・・。

会長：それを選択権が特殊性だというから、要綱を理解していないことになる。

斉藤：・・・。

　　　「当初からの政治家の介入」

これは初めに政治家が介入して全面国有地化でスタートして途中で地上権を選択肢に加えたことに起因しているが、「地上権の正常価格」決定手続きにも瑕疵がある。

「マスコミ公開交渉の要請」

会長：環境省説明会は交渉と内容が同じでマスコミのテレビカメラが入って行っているのだ。

斉藤：やっぱり、直接、個人情報は入っていないかも知れないけれども、交渉は補償の考え方の議論だと思うので、マスコミ公開は間接的に個人情報の契約金額に関連してくる事になるから、ぜひ、　まあ、あのう、そのう、地権者会の弁護士やマスコミ等の同席はできれば、出来ればと言うか、本当にあのうご遠慮いただけるかなあと言うふうに思う。

会長：それはお願いの分で強制力はないね。

斉藤：強制ではありません。

会長：日本の正しい公共事業の在り方を、環境省が目指すのであれば公明正大に行うべきである。ぜひ環境省が方針を曲げて公明正大な団体交渉をお願いする。

斉藤：まあ、そういう要望があったということは、所長を含めて上司に報告するが。

　　　　　　　　　　　【　2020年7月7日　30年中間貯蔵施設地権者会　】